

清水町都市公園の魅力向上に向けた移動販売車等出店者募集要項

【実証試験版】

1 目的

公園の賑わい創出と公園利用者の利便性向上、公園施設の利活用の促進を目的に、公園利用者に移動販売車等（キッチンカー、軽トラ市等含む）により飲食物等を販売提供可能な出店者を募集します。

※令和8年度は、清水公園を対象に実証試験を行い利用者の利便性向上に望ましいサービスや対象とする公園・場所等について検証していきます。

2 概要

(1) 出店場所

清水公園敷地内駐車場（下記 5「出店場所（写真図）」を参照）

(2) 販売品目

酒類を除く飲食物（自動車関係の営業（調理営業・販売業）として保健所の許可を得ているもの）、または、野菜などの物販等（軽トラ市など）。

(3) 出店可能日

令和8年7月25日(土)から令和8年11月3日(火)までの土日祝日及び夏休み期間中とし、別紙「出店可能カレンダー」のとおりとします。

(4) 出店可能時間

午前9時00分から午後5時00分までとします。なお、この時間には出店準備及び撤収にかかる時間を含むものとします。

(5) 出店登録

出店を希望する事業者は、下記の資料を添付して出店登録してください。町は、申請書類の審査を行い不備がなければ「出店登録済証」を発行します。なお、令和8年度は実証試験期間のため随時受付とします。

① 提出資料

I. 清水町都市公園移動販売車等出店登録申込書

II. 誓約書（暴力団排除関係）

III. 飲食店営業許可の写し

IV. 食品衛生責任者資格証の写し

V. 車検証の写し

VI. 販売車等の外観写真

VII. 本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など顔写真付きのもの）

※期間中に添付書類の許可更新があった場合は、速やかに写しを提出してください。

※軽トラ市等飲食物を提供しない場合は、III、IVの提出は不要です。

② 提出先、提出方法

清水町役場建設課公園緑化係へ持参、郵送、メールのいずれかで提出。

住所：上川郡清水町南4条2丁目2番地 電話：0156-62-2113（建設課直通）

mail：kouen@town.shimizu.hokkaido.jp

(6) 出店の申込み・決定

- ① 出店申込み：出店希望日が確定したら、別紙「行為許可申請書」を提出してください（提出方法は、(5) 出店登録-②と同じです）。
- ② 出店上限：キッチンカーは1日につき3事業者程度（1事業者につき車両1台）とし、軽トラ市は別途協議のうえ決定します。
- ③ 申込期限：出店希望日の5営業日前までに申請書を提出し事前に許可を受けてください。なお、令和8年度は実証試験につき、出店の都度申請書を提出してください。
- ④ 出店の決定：申込書類を確認のうえ先着順に決定します。
※実証試験のため、1事業者が1度に申込できるのは3日以内とします。

(7) 公園使用料について【※令和8年度は実証試験につき「無料」】

令和8年度は実証試験のため「無料」とします。ただし、出店した事業者は「公園における移動販売車等出店に関するアンケート」（記名方式）にご協力ください。

(8) 支払い方法【※令和8年度は実証試験につき「無料」】

(9) 出店の中止および使用料の返還について【※令和8年度は実証試験につき「無料」】

都合により出店を中止する場合には、事前連絡してください。

3 応募資格

- (1) 公園の活性化及び公園利用者の利便性向上に資するものであること。
- (2) 飲食物販売を行う場合は「食品衛生責任者等の資格」、及び自動車等による食品営業に係る営業許可（調理営業又は販売業若しくはその両方）を有すること。
- (3) 食品賠償保険又は同等の保険に加入していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (5) 法令や公序良俗に反する又は反する恐れがないこと。

4 注意事項

- (1) 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。
- (2) 火気を使用する場合は消火器等を設置し、十分な対策を行うこと。
- (3) 出店者は、出店スペースにゴミ箱を設置するとともに、適正に廃棄物処理（排水含む）を行うこと。
- (4) ゴミは出店者が持ち帰って処理すること。
- (5) 出店による事故や苦情等のトラブルは出店者の責任において迅速に対処すること。
- (6) 公園及び施設利用者の往来の妨げにならないよう十分配慮すること。
- (7) 公園内での客引きや宣伝をする行為は行わないこと。
- (8) 音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。
- (9) 災害時や緊急時等、公用または公共用に供するため出店不可とする場合がある。

- (10) 出店条件を遵守しない場合や、清水町が出店を不相当とした場合は出店者と協議を行い、改善が認められない場合は使用許可を取り消すことがある。また、出店者が許可の取り消しを受けたことにより、出店者に損害が生じても清水町は一切その責めを負わない。
- (11) 出店期間満了又は出店の取り消しがなされた場合は、自己の費用で速やかに原状回復を行うこと。
- (12) 公園内にある電気・水道・排水設備等は使用できないので、販売に必要なものは全て出店者で用意すること。
- (13) 出店に係る権利は、他人に委託し、又は譲渡することはできない。
- (14) 発電機等を使用する場合は、低公害、低騒音な機器を使用するとともに、事故防止に必要な対策を講じること。また、コード等の付属物についても安全対策を講じること。
- (15) 本要項に定めのない事項については、清水町と出店者で協議のうえ処理すること。

5 出店場所（写真図）参考

- ① 清水公園池駐車場
- ② 清水公園パークゴルフ場駐車場



※出店場所は、上記の枠内とし公園利用者の利便性を優先に決定する。

※各場所 幅 5.0m×奥行 5.0m=25.0 m²以内を 1 区画の基本とする。

※25 m²の範囲内で幅及び奥行の長さを変える場合は双方協議のうえ決定する。

出店可能カレンダー（令和8年度実証試験）

7月（7日間）						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月（20日間）						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月（11日間）						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月（10日間）						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月（2日間）						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

※カレンダーのうち、水色、緑色の着色日が出店可能日。

※水色着色は、ボート営業日（雨天休業の場合あり）。